

熊野古道世界遺産登録20周年を契機とした誘客促進業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

熊野古道世界遺産登録20周年を契機とした誘客促進業務

2 業務の目的

熊野古道世界遺産登録20周年を契機に三重への観光誘客の促進を図るため、交通事業者と連携し、地域の「祭り、イベント」の活用を中心とした旅行商品の造成・販売と、販売促進のためのプロモーションを実施する。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務の内容

（1）旅行商品の造成・販売

熊野古道世界遺産登録20周年を契機に三重への誘客を図るため、県東紀州地域の「祭り、イベント」を活用し、魅力ある観光コンテンツと組み合わせた旅行商品を造成し、販売すること。なお、旅行商品の造成・販売にあたっては、以下の点に留意してください。

- ・ 首都圏からの国内の個人旅行客をメインターゲットとするもの
- ・ 「祭り、イベント」における参加・交流体験の機会があるもの、または、熊野古道伊勢路を歩き体感するもの
- ※ ストーリー性（神宮、熊野三山との関連）を持たせることで、三重県を通り抜けるものなど、県内のみにとどまる行程でないものも可とします。
- ・ ガイド、地元食材などを組み込んだもの
- ・ 旅行商品は、10本以上造成し、少なくとも7本以上催行すること（宿泊旅行、日帰り旅行は、それぞれ1本とカウント）なお、計500人以上送客することを目標とします。
- ・ 令和6年9月の催行開始を想定。なお、催行開始時期については、委託者と協議の余地があることとします。

（2）販売促進プロモーション

ア WEB プロモーション

（ア）WEB サイトの制作等

- ① 本事業で造成する旅行商品のほか、熊野古道世界遺産登録20周年を契機に三重への誘客を目的とした既存の旅行商品（以下「造成した旅行商品等」）とともに、催行時期に応じた旬の観光コンテンツを紹介するWEBサイトを「観光三重」内に制作すること
- ② 制作したWEBサイトの保守及び運用管理を行うこと
- ※ 新たにWEBサイトを構築し、ドメインの取得が必要となる場合、原則、三重県ドメイン（pre.mie.lg.jp）を使用してください。ただし、既存のWEBサイトの配下にページを作成する場合は、この限りではありません。

また、三重県ドメインではないWEBサイトを廃止する際には、次の点に留意してください。

- ・ WEBサイトを廃止する際には、あらかじめ運用停止に関する案内を行うこと
- ・ WEBサイトの運用停止後も、一定期間ドメインを保持し、運用停止に関する案内を継続すること

(イ) WEBサイトを活用した情報発信

制作したWEBサイトで造成した旅行商品等の情報発信やPRを行うこと

(ウ) WEBサイトへの誘引

SNSやWEB広告等を活用し、制作したWEBサイトへの誘引を図ること

イ 店頭プロモーション

造成した旅行商品購入等の動機づけとなるノベルティを用意（制作）するとともに、必要に応じて販売促進のためのチラシ等を作成し、県外及び県内の旅行会社店頭で当該旅行商品の販売促進PRを行うこと。なお、ノベルティの詳細については、委託者と協議のうえ、決定することとします。

ウ 首都圏プロモーション

首都圏を中心とした発地側にて、造成した旅行商品等の露出増加のためのプロモーションを展開すること

エ その他プロモーション（自由提案）

ア～ウ以外で造成した旅行商品等の販売促進に効果的なプロモーションを企画立案し、実施すること

- ※ 交通手段や移動に関する情報が利用者にわかりやすく伝わるように、十分配慮すること

(3) 課題整理と成果検証

旅行商品の造成・販売、催行における課題等の分析、利用者へのアンケート調査を通して、本事業の課題を整理し、成果を検証すること

5 催行を条件とした費用負担

4（1）による造成・販売を経て催行に至ったものにかかる費用については、委託者が受託者に対して、以下の条件に基づき、その費用を一部負担する（上限（総額）2,200,000円（税抜））。

なお、当該負担費用については、広告、宣伝、旅行代金の割引等の販売を促進するための費用（一般管理費を含む。）に充当できるものとし、催行期間終了後に未利用の費用がある場合は、精算後に変更契約を行い、減額することとする。

ア 宿泊旅行の場合（300人泊分（想定））

旅行者1人泊当たり6,000円（税抜）

イ 日帰り旅行の場合（200人分（想定））

旅行者1人当たり2,000円（税抜）

- ※ 受託者は、造成・販売する旅行商品が旅行者にとって実質負担額0円以下としないようにすること

6 報告書及び成果物の提出

(1) 納品物

委託業務実績報告書（紙媒体 1 部及び電子データ）

(2) 納入場所

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光誘客推進課内）

(3) 納入期限

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

9 その他

- (1) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利で、第 2 7 条及び第 2 8 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって当委員会に譲渡されるものとする。また、乙は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとする。

- (5) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従うこと。
- (6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (7) 当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。
- (9) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとする。